



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、長野都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成24年11月26日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

- (1) 日時 平成24年12月23日（日）午後1時30分から
- (2) 場所 長野市松代支所 2階 会議室（長野市松代町松代1360）

2 都市計画の変更案の概要

- (1) 都市計画道路の変更案（別紙素案のとおり）

3・3・56号真田線

平成13年長野県告示第325号で決定された計画の一部について、道路線形、幅員及び交差構造の変更による区域の一部を変更します。

- (2) 変更案の閲覧

公告日から平成24年12月17日（月）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出してください。

- (1) 公述申出のできる者

都市計画の変更に係る区域内の住民その他利害関係を有する者

- (2) 公述申出期間

公告日から平成24年12月17日（月）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。）

- (3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県長野建設事務所計画調査課又は長野市都市整備部都市計画課

- (4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

